

春日井市制80周年記念事業実行委員会規約

(設置)

第1条 春日井市制80周年記念事業（以下「記念事業」という。）を円滑に実施するため、春日井市制80周年記念事業実行委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、記念事業について必要な協議を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる団体を代表する者をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、令和6年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 副会長は、会長が指名する。

4 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

2 委員は、会議に出席することができないときは、当該委員の属する団体の構成員の中から委員を代理する者（以下「代理者」という。）を当該会議に出席させることができる。

3 委員会は、委員及び代理者の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の会議の議事は、出席委員及び代理者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、春日井市企画政策部企画政策課シティプロモーション推進室に置く。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか委員会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規約は、令和4年6月22日から施行する。
- 2 この規約は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

春日井市
春日井市議会
春日井商工会議所
春日井市区長町内会長連合会
春日井市老人クラブ連合会
春日井市婦人会協議会
春日井市商店街連合会
春日井市文化協会
春日井市美術協会
春日井市民音楽連盟
春日井市スポーツ協会
社会福祉法人春日井市社会福祉協議会
学校法人中部大学